



指定特定相談支援事業

自立生活センター・立川

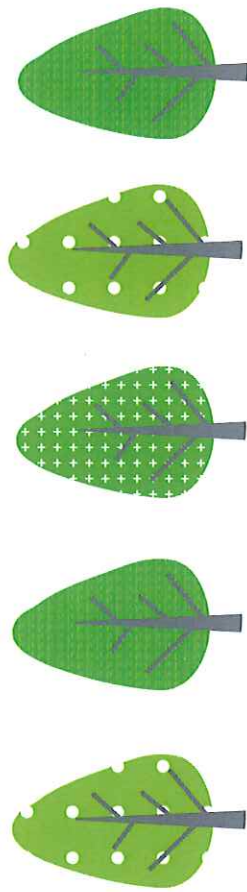
自立生活センター・立川とは・・・

障害者にとって必要なサービスを障害のある当事者自身がもっともよく知っている、という理念に基づき、知識や経験を持つ障害者が中心となってサービスを提供していくのが自立生活センターです。自立生活センターは1970年代にアメリカで誕生し、立川は1991年4月に設立しました。障害があっても地域で生活していくために必要な各種の相談や情報の提供、また障害のある方の方力を高めるための自立生活プログラムやピアカウンセリングなどの事業を行なっています。

自立生活センター・立川

〒190-0023 立川市柴崎町2-10-16 オオノビル2F

TEL: 042 (512) 5956



「サービス等利用計画」作成の流れ

1. 申請（実施日： / ）

サービス利用希望者が市に障害福祉サービスの申請をします。

2. 作成依頼

市が申請者に「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を交付します。

3. 契約（実施日： / ）

「依頼書」を受けた申請者は、相談支援事業者と利用契約を結びます。

4. 計画案作成（実施日： / ）

相談支援事業者は、申請者である利用者やその家族と面接し、サービスを利用する上で解決すべき課題を把握し、「サービス等利用計画」を作成し、市に提出します。

5. 支給決定

市は、市が調査した結果とサービス等利用計画案を参考にしながら支給決定をします。

※**受給者証**が後日お手元に届いたらご連絡ください（☎512-5956）。

6. 計画作成

相談支援事業者は、支給決定された障害福祉サービスについて「サービス等利用計画」を作成し、市に提出します。

7. サービス開始

サービス利用計画をもとに、サービス提供事業者は「個別支援計画」を立て、障害福祉サービスを開始します。

8. モニタリング（次回予定 月頃）

受給者証に記載されているモニタリングの期間に基づいて、相談支援事業者は利用者やその家族からサービスの利用状況を確認します。

指定特定相談支援事業とは・・・

2012年4月から制度の改正により、障害福祉サービスを利用する際に「サービス等利用計画」を作成することになりました。

立川市の指定を受けた相談支援事業者が、サービス等利用計画を作成することで、地域での生活していく上で必要となる、利用者一人ひとりに合ったサービスを総合的に考え、支援することをねらいとしています。

対象となるサービスは・・・

日中活動系サービス

自立訓練（機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、生活介護など

居宅系サービス

居宅介護（身体介護・家事援助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護など

施設系サービス

施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）など